## 支保工の切梁(きりばり)を 移動クレーンで吊上げたと きに、腹起(はらおこ)しが 落下し2名が死傷



発生状況

この災害は、地下道建設工事において、土止め支保工の一部を解体するため、切梁(きりばり)を移動式クレーンで搬出する作業中、腹起(はらおこ)しが落下し、作業者2名が死傷したものである。

災害発生当日、工事を進めるうえで土止め支保工の切梁(きりばり)が邪魔になったため、盛り変え作業を行うことになり、3次下請X社の作業者3名とクレーン運転者で作業を行った。

切梁(きりばり)の搬出作業は、地上から7mの深さのブラケット上に載せてある腹起(はらおこ)しと切梁(きりばり)を結合しているボルトをはずした後、切梁(きりばり)を地上の覆工板(ふっこうばん)上に設置した25tの移動式クレーンで吊り上げて搬出するもので、Aが覆工板(ふっこうばん)上で作業指揮と合図を行い、地下でBと Cが玉掛けとボルト外しを行った。搬出する切梁(きりばり)4本のうち最後の1本は、Bが玉掛けした後、腹起(はらおこ)しと切梁(きりばり)を固定しているボルトを腹起(はらおこ)しに乗って上から外そうとしたが、1本外れなかったので、Cが腹起(はらおこ)しの下から手伝った。

これを見ていたAが合図してクレーン運転者Dが切梁 (きりばり)を吊り上げたが、腹起(はらおこ)し(質量約1.2トン)も一緒に持ち上がり、これがブラケット上に落下した。ブラケットは衝撃で壊れ、腹起(はらおこ)しは落下してCが下敷きになって死亡し、腹起(はらおこ)しの上のBも墜落して重傷を負った。

原 因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

1 腹起(はらおこ)しと切梁(きりばり)の結合ボルトの外れを確認せずに切梁(きりばり)を吊り上げたこと

腹起(はらおこ)しからボルトが完全に外れていないのに搬出する切梁(きりばり)を吊り上げたため、腹起(はらおこ)しもいったん吊り上げられ、その後落下した。

2 墜落の危険のある箇所にとどまっていたこと

作業者Cがボルトを外した後も、作業者Bは腹起(はらおこ)しの上で墜落の危険があるところにとどまっていた。

また、作業者Cは吊り荷などが落下する危険のある場所に居た。

3 ブラケットの強度が不十分であったこと

ブラケットは、土止め支保工に溶接されていたが、溶接時の溶け込みが不足していたため、ブラケットの溶接

強度が十分でなかった。

4 作業指揮者の指示が適切でなかったこと 作業指揮者の指示が適切ではなく、作業の確認や作業 者を危険場所から退避させる等の措置を講じなかった。

同種災害を防止するためには、次のような対策の徹底 が必要である。

1 移動式クレーンで荷を吊り上げる場合には、吊り荷の状態を十分確認した後に巻き上げを実施すること

移動式クレーンで切梁を完全につり上げるためには、 腹起しと結合しているボルトを完全に取り外すことが必 要であり、取外しを担当する者だけではなく、合図者も 吊り上げる前にこれを確認することが必要である。

- 2 荷の下への立ち入りを禁止すること 移動式クレーンなどで切梁(きりばり)を運搬するとき には危険のある範囲への立ち入りを禁止する。
- 3 墜落危険のある場所では、墜落防止措置を行うこと 高所作業などで墜落の危険がある場所で作業を行わせ るときには、安全帯の着用等を作業者に励行させること が必要である。
- 4 ブラケット等の溶接は十分な技能を有する者に行わせること
- 5 統括安全管理体制を整備し、現場の巡視、作業指揮者の安全再教育の実施等安全管理を徹底すること

業種		道路建設工事業
事業場規模		1~4人
機械設備・有害物質の種類		支保工
(起因物)		
災害の種類(事故の型)		飛来、落下
建設業のみ	工事の種類	道路建設工事
	災害の種類	クレーン等で運搬中のものが飛来・落下
被害者数		死亡者数:1人 休業者数:1人
		不休者数:0人 行方不明者数:0人
発生要因(物)		安全帯を備え付けていない
発生要因(人)		錯誤など
発生要因(管理)		保護具を使用していない

NO.100424

対 第